

『利用者負担の軽減について』

1. 補足給付(特定入所者介護サービス費)

※施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費について、所得が一定額を下回る場合には、負担限度額が設定されており、限度額を超えた分は補足給付(特定入所者介護サービス費等)として現物給付されます。

利用者負担段階	対象となる人 (世帯全員が市町村民税非課税で預貯金等が一定額以下)
第1段階	高齢福祉年金受給者、生活保護受給者など
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円以下など
第3段階①	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円超120万円以下
第3段階②	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計120万円超
第4段階	上記以外の方(軽減措置なし)

預貯金等の基準額

利用者負担段階	配偶者がいない場合	配偶者(内縁を含む)がいる場合
第2段階	650万円	1,650万円
第3段階①	550万円	1,550万円
第3段階②	500万円	1,500万円

2. 高額介護サービス費

※1月に支払った1割(又は2・3割)負担の合計額が、一定の上限を超えたときは、超えた分が市町村から払い戻されます。月額上限は、所得区分に応じて世帯単位および個人単位で設定され現物給付されます。

◎ユニット型個室

(1) I (介護保険一部負担金)

介護度	日額	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算(1)	小計(日額)	①×30日	口腔衛生管理加算I	科学的介護推進体制加算I	リハマネ計画書情報加算	自立支援促進加算	②+③
				①	②	③			④	
要介護1	796	24	22	842	25,260	90	40	33	300	25,723
要介護2	841	24	22	887	26,610	90	40	33	300	27,073
要介護3	903	24	22	949	28,470	90	40	33	300	28,933
要介護4	956	24	22	1,002	30,060	90	40	33	300	30,523
要介護5	1,009	24	22	1,055	31,650	90	40	33	300	32,113

(30日分)

介護度	介護職員処遇改善加算(1)④×3.9%	特定処遇改善加算(1)④×2.1%	介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位	合計月額(1割)(地域加算)	合計月額(2割)(地域加算)	合計月額(3割)(地域加算)
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧×10.14円	⑧×10.14円	⑧×10.14円
要介護1	1,003	540	206	27,472	27,856	55,713	83,570
要介護2	1,056	569	217	28,914	29,318	58,637	87,956
要介護3	1,128	608	231	30,900	31,333	62,666	93,999
要介護4	1,190	641	244	32,599	33,054	66,109	99,164
要介護5	1,252	674	257	34,297	34,776	69,553	104,330

(1) II (高額介護サービス費受給後の介護保険一部負担金)

	所得区分	上限額
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000 (個人)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000 (個人)
第3段階	第1段階、第2段階以外の方	24,600 (世帯)
第4段階	市民税課税者がいる世帯で年収770万円未満	44,400 (世帯)
第5段階	市民税課税者がいる世帯で年収770万円以上1,160万円未満	93,000 (世帯)
第6段階	市民税課税者がいる世帯で年収1,160万円以上	140,100 (世帯)

※1月に支払った1割(又は2・3割)負担の合計額が、一定の上限を超えたときは、超えた分が市町村から払い戻されます。月額上限は、所得区分に応じて世帯単位および個人単位で設定され現物給付されます。よって、介護保険一部負担金の合計(月額)は要介護度に関係なく、この表各段階の額が上限額となります。

(2) (その他の料金)

(30日分)

	食費	居住費	特別な室料	日用品費	教養娯楽費	生活着	就寝着	小計(日額)	合計(月額)
第1段階	300	820	0	190	110	110	66	1,596	47,880
第2段階	390	820	0	190	110	110	66	1,686	50,580
第3段階①	650	1,310	0	190	110	110	66	2,436	73,080
第3段階②	1,360	1,310	0	190	110	110	66	3,146	94,380
第4段階	1,720	2,130	0	190	110	110	66	4,326	129,780

【総合計】

(1) I + (2) (介護保険一部負担金+その他の料金)

(30日分)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(1割)	第4段階(2割)	第4段階(3割)
要介護1	75,736	78,436	100,936	122,236	157,636	185,493	213,350
要介護2	77,198	79,898	102,398	123,698	159,098	188,417	217,736
要介護3	79,213	81,913	104,413	125,713	161,113	192,446	223,779
要介護4	80,934	83,634	106,134	127,434	162,834	195,889	228,944
要介護5	82,656	82,656	107,856	129,156	164,556	199,333	234,110

(1) II + (2) (高額介護サービス費受給後の額)

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(1割)	第4段階(2割・3割)	第5段階
	65,580	97,680	118,980	上記総合計の額	174,180	222,780